

国への制度改正要望の検討状況

1 国の関与の是正

No.	項目	内容	検討部会名
1	予算、決算及び条例制定改廃の報告について 【緊急提言事項】	県が市町村の行政運営状況を把握し必要な助言を行うため、予算、決算及び条例制定改廃の報告を義務付けているが、市町村における徹底した情報開示を前提に、事務の簡素化及び市町村の自主性を尊重する観点から、当該報告義務は廃止すべきである。（地方自治法）	地域振興・総務
2	国立大学法人等への寄付金支出について 【緊急提言事項】	市町村が国立大学法人等に対し寄付金を支出する場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとされているが、市町村の主体的な判断に委ねて差し支えないと考えられることから、当該手続は廃止すべきである。（地方財政再建促進特別措置法）	地域振興・総務
3	宝くじ収益金を財源とした助成事業について	宝くじ収益金を財源とした助成事業は、毎年度平準化した助成実績となっていること、及び県が地域活性化センターなどの総務省外郭団体と市町村の経由事務を行っている実態にあることから、県の経由事務を廃止し、一律配分など簡素な配分方法に見直すべきである。	地域振興・総務
4	土地利用基本計画の改定について	土地利用基本計画の改定については、自治事務であるにもかかわらず、国の地方支分局との事前調整や国土交通省との事前協議及び同意が必須となっており、柔軟かつ迅速な運用が困難となっていることから、廃止すべきである。（国土利用計画法）	環境生活
5	医師抑制策の転換について 【緊急提言事項】	医師不足の解消、地域医療の確保には医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医師数の抑制を続けている国の方針を転換し、抜本的な医師養成・確保対策に取り組むべきである。	保健福祉
6	保育士養成施設からの業務報告について	保育士養成施設関係業務については、県では各養成施設の保育士資格取得状況のとりまとめなどを行うのみであり、関与の度合いが低いことから、県を経由せずに保育士養成施設の指定・指導監督を行う国に直接報告できるように改めるべきである。（児童福祉法施行令）	保健福祉
7	児童手当支給状況調査について	地方公共団体の公務員分の支給状況については、厚生労働省からの通知により県がとりまとめ報告しているが、市町村職員及び一部事務組合職員への手当支給については、県の費用負担もなく関与の度合いも低いことから、国に直接報告できるように改めるべきである。	保健福祉
8	精神保健福祉について	自立支援医療に係る受給者証の申請受付及び交付以外の事務は、国の自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱において、全て県事務とされている。医学的判定については、従来どおり県精神保健センターが行うこととし、それ以外の受給者証の発行や諸変更手続を身近な市町村が行えるように要綱改正すべきである。	保健福祉

No.	項 目	内 容	検討部会名
9	農地転用について 【緊急提言事項】	地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、2haを超え4ha以下の農地転用の場合、農林水産大臣への協議を廃止すべきである。（農地法）	農林水産
10	住生活基本計画の策定について	都道府県が住生活基本計画を定める際に、公営住宅の供給目標量を「国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない」とされているが、地方の裁量に任せるべきである。（住生活基本法）	県土整備
11	公営住宅等の整備などについて	公営住宅等の整備や入居者の基準は一律の基準を国が定めているが、地域の特性を踏まえた住宅政策を実施するためには、国が最低限の基準を示しつつも、地方の裁量によって主体的に実施できるようにするべきである。（公営住宅法）	県土整備

2 二重行政の解消

No.	項 目	内 容	検討部会
1	環境学習等について	環境学習、環境保全活動の活発化を推進するための普及啓発など事務については、国、県の両方において、指導者育成や情報提供を実施していることから、業務内容の整理が必要である。（環境基本法）	環境生活
2	民生委員委嘱について 【緊急提言事項】	法律に基づき、市町村の推薦会の審議、県の審議会の意見聴取を経て国に推薦しているため、欠員補充の場合、手続に長期間を要し地域福祉活動に支障をきたしている。地域の実情を踏まえた実質的審査を推進する観点から、県の審議会での審議を省略するなど、手続の簡略化を図るべきである。（民生委員法）	保健福祉
3	労働行政について	労働行政全般について、国と県の二重行政が生じており、住民に身近な業務である労働基準、雇用均等及び職業安定行政については、県への権限移譲による解消が必要である。（労働基準法、雇用機会均等法、職業安定法など）	商工労働観光

3 国に移譲を求める事務権限

No.	項目	内容	検討部会
1	特定地域（条件不利地域）の振興について	特定地域（条件不利地域）の振興は、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴い、課題等が複合化しており、過疎・山村等の法令ごとではなく、地域の実情を踏まえて一体的に対応する必要があることから、支援措置制度の継続を前提に基本法令の整理・統合等を行うとともに、補助金の一般財源化など県及び市町村に対し大幅な権限移譲を行うことが必要である。 (過疎地域自立促進法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法)	地域振興・総務
2	毒物・劇物製造業のうち一部の登録業務について	毒物・劇物製造業のうち原体製造のある製剤製造業・輸入業以外のものについては、登録業務は大臣登録制、指導取締りは都道府県の権限と分かれており、都道府県において、登録から取締りまで一貫して行なえるように改めるべきである。（知事登録の製剤製造業・輸入業と登録基準が同じであり、監視・指導・取締りも都道府県職員が実施している。） (毒物及び劇物取締法)	保健福祉
3	中心市街地活性化基本計画の国による認定について	中心市街地活性化基本計画は、国が認定を行っているが、現行の補助金などによる財源を確保したうえで、地域事情を理解している都道府県に移譲を行うか、あるいは、旧中心市街地活性化法と同様の市町村のイニシアチブ発揮を促すスキームとするべきである。 (中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律)	商工労働観光
4	労働基準行政、雇用均等行政及び職業安定行政について 【緊急提言事項】	労働行政全般について、国と都道府県の二重行政が一部において生じていることから、国は全国的な統一基準を定めるにとどめ、その余の事務は国から都道府県に権限を移譲し、都道府県が一元的に担うべきである。（労働基準法、雇用機会均等法、職業安定法など）	商工労働観光
5	国（独立行政法人雇用能力開発機構）が雇用対策の観点から実施している早期再就職を図るための離職者訓練等について	地域の産業や雇用情勢に対応して、職業能力開発を機動的に実施できるようにするため、国から都道府県に権限を移譲するべきである。（職業能力開発促進法）	商工労働観光
6	農地転用について 【緊急提言事項】	地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、地方農政局が行っている4haを超え農地転用の許可権限を県に移譲すべきである。（農地法）	農林水産

4 国に返上すべき事務権限

No.	項 目	内 容	検討部会
1	JAS法に基づく業者の指導監督等について	JAS法に基づく飲食料品の品質表示の点検及び事業者に対する指導・指示・事業社名等の公表・命令について、県域事業者に係る事務は県が担っているところであるが、県域事業者が製造した食品であっても、県内にとどまらず広域流通していることから、消費者の求める食品の安全安心を確実に担保する必要があるため、国において一括対応すべきである。	環境生活
2	社会福祉統計・衛生統計について	国民生活基礎調査、介護サービス施設・事業所調査等の全国一律に実施する統計調査（行政統計以外の国庫委託調査）については、本来、国の業務であり、民間事業者活用の方向で検討されていることから、早期に実現するべきである。	保健福祉

5 その他

No.	項 目	内 容	検討部会
1	旅券交付事務について	旅券交付に使用する交付端末機について、法定受託した県が使用するものは国の負担で設置しているが、権限移譲を行い市町村に設置する場合は国が負担の対象としていないことから、市町村への権限移譲の阻害要因とならないよう、地方交付税の対象とするなど国の支援が必要である。	地域振興・総務
2	ブロードバンド環境の整備について	ブロードバンド整備に向けた国の支援制度（交付金）は、規模の拡大や自由度を高めるなど、市町村が取り組みやすい条件の整備が必要である。	地域振興・総務
3	地上デジタル放送への対応について	国策として進められた地上デジタル放送への対応は、難視聴地域が生じないよう国が責任を持って地域への支援策を充実する必要がある。	地域振興・総務
4	県道の管理権限について	道路法では、第17条第2項により指定市以外の「市」が当該市の区域に存する都道府県道の管理を行うことができるとされているが、「市」のみの適用であり、地方分権推進の観点からもその適用を「町村」まで拡大すべきである。（道路法）	県土整備